

新型コロナウイルスに感染した場合の出席の扱いについて

2023年4月1日付で通知した「新型コロナウイルス感染症に関する今後の感染防止対策について」において、新型コロナウイルス感染症は、2023年5月8日以降、感染症法上5類感染症と位置付けられ、国の方針として、季節性インフルエンザ等への対応と同様、予防のあり方については個人の選択を尊重することが基本的な考え方となることを示しました。

これに伴い、5月8日以降、新型コロナウイルスに感染した場合の出席の扱いは、インフルエンザに罹患した場合の対応(※)に倣うこととします。

※インフルエンザに罹患した場合の対応

→発症後5日経過し、かつ解熱後2日間を出席停止期間とする。

また、令和4年2月2日付【第22報】で通知した、登校について示した基本事項の、

「発熱、喉の痛み、咳、嗅覚・味覚異常等の風邪症状がみられる場合、あるいは、感染者および感染の疑いがある方との濃厚接触があった場合の欠席は、自己都合による欠席扱いとはしません。」

は撤廃します。

したがって、5月8日以降は、たとえば新型コロナウイルスに感染したと診断されていない「発熱」等で欠席する場合や、新型コロナウイルスに感染した人と濃厚接触があったとして登学を控える場合は、自己都合による欠席となります(出席扱いとしません)ので留意して下さい。

2023年5月19日
大和大学危機管理委員会